

平成 29 年 6 月 21 日 開催
再 苦 情 処 理 会 議

意 見 書

平成 29 年 6 月 30 日

さいたま市入札監視・苦情検討委員会



平成29年6月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市入札監視・苦情検討委員会

委員長 青山 隆治



委員 大野 夏美



委員 高松 佳



委員 中村 正彦



委員 宮崎 雅人



意見書

平成29年6月21日に本委員会において審議した総合評価方式による建設工事に係る再苦情の申立てについて、下記のとおり報告する。

記

当委員会の意見

さいたま市立病院新病院建設工事に係る総合評価方式による入札について、応札者に対し、さいたま市（以下、「市」という。）が行った一連の評価については、同一の基準により公平・公正に行われたものと認める。

ただし、今後の総合評価方式の入札における技術提案に対する評価結果の説明に関しては更なる客観性及び具体性の向上が望まれること、また、提案

者単独で履行が確保できないとして評価対象外とする提案については、極力発注者と提案者で相違が生じないように、事前の周知方法に工夫が望まれることを申し添えたい。

なお、判断に至る審議概要について、別紙に記す。

(審議概要)

1. 概要及び再苦情申立の経緯

(1) 入札過程

審議対象工事(以下、「本案件」という。)は、平成28年11月30日付けさいたま市公告(調達)第58号「さいたま市立病院新病院建設工事」についてである。

本案件は技術提案型総合評価方式による一般競争入札であり、無効や失格を除いた入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、総合評価による評価値(価格評価点+技術評価点)の最も高いものを落札者とするものである。

なお、前述の公告から契約の締結までの主な過程については以下のとおりである。

平成28年11月30日	入札公告
平成28年12月14日 ～平成29年1月16日	入札参加資格等確認申請受付
平成29年2月8日 ～平成29年2月9日	技術資料受付
平成29年2月16日	配置予定技術者のヒアリング実施
平成29年2月20日	技術評価点決定(契約管理部)
平成29年2月22日	総合評価審査委員会
平成29年3月3日	技術審査委員会
平成29年3月14日	技術評価点決定(工事所管部) 技術評価点合算
平成29年3月13日 ～平成29年3月15日	入札受付
平成29年3月16日	開札

平成29年3月17日	低入札価格調査
～平成29年3月24日	
平成29年3月29日	評価値の決定
平成29年4月26日	条件付落札者決定通知
平成29年5月26日	契約締結

(2) 再苦情申立過程

前述の技術評価点は、実績等、定量評価が可能なものと、技術提案等の定性評価となるものとで構成されており、定量評価部分は契約管理部、定性評価部分は工事所管部である保健福祉局市立病院経営部において評価が行われた。

申立者は、技術評価点の疑義について、財政局契約管理部契約課（以下、「契約課」という。）、保健福祉局市立病院経営部庶務課病院施設整備室（以下、「整備室」という。）にそれぞれ口頭での説明を求め、契約課からは平成29年4月26日、整備室からは同27日に口頭説明を受けた。

このうち、定性評価部分の口頭説明に疑義があるとして、申立者は平成29年5月8日に説明請求書を提出した。市は、同12日に説明請求回答書により回答を行った。

これに対し、同15日付けで申立者から苦情申立書が提出され、同22日、苦情申立回答書のとおり回答がなされたが、評価点及び評価に至った理由等についての説明に不服があるとして、同31日付けで、本委員会に対し再苦情が申し立てられたものである。

2 再苦情申立について

(1) 申立の趣旨

技術提案に関する評価について、入札説明書において「各評価項目にお

ける工夫の見られる提案に対する加点は1提案1点とします。」とされているが、「工夫が見られる提案に対して加点する」との評価軸が非常に曖昧であり、工夫が見られないと評価された具体的な判断理由についての市からの回答内容に不服がある。

また、市職員の作業が必要となる提案について、「その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの」として評価対象外とされたことについて、市職員を第三者と考えることは理解しがたく、市からの回答内容に不服がある。

(2) 市側の意見

工夫の有無に係る評価については、提案の内容やその効果が、市が発注する工事と同等の工事において一般的な事項であるかどうかを基準として総合的に判断しており、数値化が困難な評価項目の性能等に関しては、工事の内容により様々な工夫が考えられることから、発注者の求めた品質確保等に対して工事ごとの入札参加者の提案を整理し工夫の内容に優劣を付け、点数を付与している。

また、この判断に基づく評価については、公平性・公正性を図るとともに専門性を高めるため、総合評価審査委員会及び技術審査委員会での審議を経て決定している。

市職員の作業が必要となる提案については、履行の確保が契約事項となる技術提案を、提案者以外の市職員（病院職員）が原因で履行できないおそれがあり、市が締結した契約で、市職員を要因として、債務不履行のリスクを契約相手方に課すということは、あつてはならない事態であると考えている。そのため、病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独で履行が確保できない点で適正な履行がなされない恐れがあるものと判断し、評価対象外とした。

3 論点整理及び委員会の判断

(1) 技術提案に関する評価について

本案件についての評価に関する基準は、原則「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン（平成28年4月）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠し、ガイドラインと相違するものは、入札説明書に記載の事項を優先することと入札説明書において示されている。

これらの入札説明書及びガイドラインに従って評価が行われたわけであるが、技術提案に関する評価の基準として、一般的であるとした市の判断基準が適切か否かという点が口頭説明から再苦情の申立まで一貫して申立者、市双方において相違があり、そのことが争点となっている。ところで、申立者の工事に関する個々の提案項目について、技術的な見地から、各々の評価結果を審査することは、当委員会の所掌の範囲外である。したがって、本委員会は、あくまで申立者を落札者としなかった理由について、前記入札説明書及びガイドラインに従い、適切であったか否かに関し審議するものとする。

本案件の技術提案等については、定量評価を行う契約課において企業名が類推可能な技術資料の記載箇所をあらかじめマスキング加工し、企業名は伏せた状態で定性評価を行う工事所管部へ渡され、総合評価審査委員会、技術審査委員会での審査を経て評価が決定された。また、定性・定量評価による技術評価点が決定された後、開札が行われ、価格評価点が決定、それにより最終的な評価値が決定されたことから、恣意的に評価を行う余地は窺えない。

そして、再苦情申立の趣旨も、技術提案の評価について、他の入札者との相対的評価を問題にしているというよりも、その各提案が、一般的であるか否かという市

の判断基準における評価の個別の妥当性を問題視しているもので、評価の基準においてその技術等の水準の高低について、双方の見解に相違が生じているものといえる。

そうすると、本案件は、事前に示された入札説明書及びガイドラインに基づき、同一の基準のもと、恣意性を排除して手続が行われたという意味において公正・公平に行われたものと認められる。

ただし、「提案の内容やその効果が、市が発注する工事と同等の工事において一般的な事項であるかどうか」という評価基準は、提案をする側にとって判断が困難な面があり、過去に同等の工事が実施された例が少ない場合には尚更である。その点からすれば、確かに、本案件において、市が「一般的である」と判断した理由については、客観的な側面からの説明が十分ではなかった面は否めない。したがって、今後は、その判断基準において過去の実績や他の事例を交える等、極力、具体的な説明が望まれる。

(2) 評価対象外とした項目について

市職員の協力を要する提案を評価対象外とするか否かという点について、口頭説明から再苦情の申立まで一貫して申立者、市双方において相違があり、そのことが争点となっている。

ガイドラインにおいて、「総合評価方式による落札者の決定は、提出された技術資料に基づいて価格以外の要素を評価しているため、その技術提案の履行の確保が契約事項となる」こと、「ただし、適切で無いと認めた項目については、この限りではない」として、契約事項から除外できることとされている。そのうちの一つに「その他、適正な履行がなされない恐れがあるもの」があり、本案件において、市職員（病院職員）の協力を要する点は、これに該当するため、評価対象外とせざるを得ないというのが市側の主張である。

確かに、病院の建設にあたっては、病院職員の作業や協力のもとに、より良い成果が得られることが望ましいとはいえる。

しかしながら、提案者以外の協力が必要な事項は、確実に履行できるか不確実な面があり、市職員であっても、特に病院職員にあつては、提案の内容となつていゝ作業が行えない事態が生じることは皆無ではない。本来、この「その他、適正な履行がなされないおそれがあるもの」とは、提案が市と提案者以外の第三者の事情が関わるものを想定しているのであろうが、市職員であっても、契約時において確実に履行できるか不確実なものは評価対象外とするというのは、一つの基準・方法ではある。加えて、市職員を要因として万一契約不履行となつた場合の提案者に与えるリスクを考慮すると、「その他、適切な履行がなされない恐れのあるもの」として、評価対象外としたことについては一定の合理性があり、結果としてその判断は妥当であつたといえる。

ただし、申立者が主張するように、市職員は、第三者と同様と捉えるのではなく、発注者の立場として当然に協力が得られると解釈することも一定程度理解できる面がある。したがつて、提案者単独で履行が確保できない提案の一般的なリスクはガイドライン等で読み取ることができるとはいへ、「その他、適切な履行がなされない恐れのあるもの」に市職員の作業が含まれる場合があること、発注者、提案者の双方にとって有益でない不適切な提案の例示やその範囲については、極力特記事項として注意喚起を行う、評価基準に明記する等、あらかじめ周知するための工夫が望まれる。